

2021年6月25日改訂

1. 日本胃癌学会利益相反管理指針	.....	p.1
2. 同指針 Q&A	.....	p.8
3. 同指針 JGCA 施行細則	.....	p.15

## 1. 日本胃癌学会利益相反管理指針

一般社団法人日本胃癌学会利益相反委員会

### 序 文

一般社団法人日本胃癌学会（以下 日本胃癌学会）は会員に対する教育活動、会員による研究成果などを発表する場の提供、市民への啓発活動を通して、がんの予防・診断・治療の向上を図り、公共の福祉に貢献することを目的とする。

日本胃癌学会の学術集会・刊行物などで発表される研究においては、がん患者を対象とした治療法の標準化のための臨床研究や、新規の医薬品・医療機器・技術を用いた研究が多く、産学連携による研究・開発が行われる場合が少なくない。それらの成果は臨床の現場に還元されることから、産学連携による医学研究の必要性と重要性は日ごとに高まるばかりである。

産学連携による医学研究には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反（conflict of interest：COI）と呼ぶ。今日における人の複雑な社会的活動から、利益相反状態が生じることは避けられないものであり、特定の活動に関しては法的規制がかけられている。

しかし、法的規制の枠外にある行為にも、利益相反状態が発生する可能性がある。そして、利益相反状態が深刻な場合は、研究の方法、データの解析、結果の解釈が歪められるおそれが生じる。また、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないことも起こりうるであろう。多くの学会が産学連携による医学研究の適正な推進や、学会発表での公明性を確保するために、医学研究にかかる利益相反指針を策定している。日本胃癌学会の事業実施においても会員および事業に参画する者に対して利益相反に関する指針を明確に示し、産学連携による重要な研究・開発の公正さを確保した上で、会員による医学研究や日本胃癌学会の事業を積極的に推進することが重要である。

#### I. 指針策定の目的

日本胃癌学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「医学研究の利益相反に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。その目的は、日本胃癌学会が会員および事業に参画する者の利益相反状態を適切にマネジメントする

ことにより、研究結果の発表やそれらの普及、啓発を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、胃腫瘍の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。

本指針の核心は、日本胃癌学会会員および事業に参画する者に対して利益相反についての基本的な考えを示し、日本胃癌学会会員および事業に参画する者自らが利益相反状態を適切に管理し、日本胃癌学会が行う事業に参加する場合には利益相反状態を開示することにある。日本胃癌学会会員および事業に参画する者が、以下に定める本指針を遵守することを求める。

## II. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- ① 日本胃癌学会会員
- ② 日本胃癌学会事務局の従業員
- ③ 日本胃癌学会および日本胃癌学会の機関紙で発表する者
- ④ 日本胃癌学会の理事会、委員会、作業部会に出席する者
- ⑤ その他、日本胃癌学会の事業・活動に参画する者

## III. 対象となる活動

日本胃癌学会が関わるすべての事業および活動に対して、本指針を適用する。特に、日本胃癌学会の学術集会・講演会での発表、日本胃癌学会の機関誌、論文、図書などでの発表、ガイドラインの策定、および日本胃癌学会研究推進委員会が関わる研究、全国胃癌登録のデータを用いた研究を行う研究者には、本指針を遵守することが求められる。また、ガイドラインの策定、日本胃癌学会会員などに対する教育的講演、市民に対する公開講座、政府への提言や要望などは、社会的影響力が強いことから、これらに参加する際には本指針以外にも特段の管理規準の遵守が求められることがある。

## IV. 開示・公開すべき事項

対象者は、自身における以下の①～⑪の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告によって正確な状況を開示する義務を負うものとする。また、対象者は、その配偶者、一親等以内の親族、または収入・財産を共有する者に

おける以下の①～③の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を学会に申告する義務を負うものとする。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に細則に定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- ② 株の保有
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（治験、受託研究費を含む）
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金
- ⑧ 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼
- ⑨ 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れ
- ⑩ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座
- ⑪ その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

## V. 利益相反状態の回避

### 1) 全ての対象者が回避すべきこと

医学研究の結果の公表は、純粋に科学的な判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。会員および事業に参画する者は、医学研究の結果を学術集会・論文などで発表する、あるいは発表しないという決定や、医学研究の結果とその解釈といった本質的な発表内容について、その臨床研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を締結してはならない。企業の影響を避けられないような契約を受け入れる場合には、結果公表時に資金提供者の役割と関与の詳細を記載し公開しなければならない。

特に、産学連携にて人間を対象とした介入研究を実施する場合、以下については回避すべきである。

- (1) 臨床研究に参加する研究対象者の仲介や紹介に係る契約外報奨金の取得
- (2) ある特定期間内での症例集積に対する契約外報奨金の取得
- (3) 当該研究に関係のない学会参加に対する資金提供者・企業からの旅費・宿泊費の受

領

(4) 特定の研究結果に対する契約外成果報酬の取得

## 2) 医学研究の研究責任者が回避すべきこと

医学研究（臨床試験，治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ研究責任者（多施設共同臨床研究における各施設の責任医師は該当しない）は，次の利益相反状態にないものを選出されるべきであり，また選出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。

- (1) 当該研究の資金提供者・企業の株式保有や役員等への就任
- (2) 研究課題の医薬品，治療法，検査法などに関する特許権ならびに特許料の取得
- (3) 当該研究にかかる時間や労力に対する正当な報酬以外の金銭や贈り物の受領
- (4) 研究機関へ派遣された企業所属の派遣研究者，非常勤講師および社会人大学院生が当該研究に参加する場合，実施計画書や結果の発表において当該企業名を隠ぺいするなどの不適切な行為
- (5) 当該研究データの集計，保管，統計解析，解釈，結論に関して，資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする状況
- (6) 研究結果の学会発表や論文発表の決定に関して，資金提供者・利害関係のある企業が影響力の行使を可能とする契約の締結

但し，(1)・(2)に該当する研究者であっても，当該臨床研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり，かつ当該臨床研究が極めて重要な意義をもつような場合には，研究責任者に就任することは可能とする。その場合には，COI 管理のための対処方法を含めて，社会に対して説明責任を果たし，結果公表時に資金提供者の役割と関与の詳細を論文などに記載し公開しなければならない。

## VI. 実施方法

### 1) 会員および事業に参画する者の役割

会員および事業に参画する者は、医学研究の成果を学術集会等で発表する場合や本学会の行う事業・活動に参画する場合には、利益相反状態を適切に開示する義務を負うものとする。開示については細則に従い所定の書式にて行なう。本指針に反し利益相反状態が生じた（疑われた）場合には，利益相反を管轄する利益相反委員会にて審議された後に，理事会に上申される。また，本指針に反するとの指摘がなされ，改善措置が決定された場合には，当該者はその趣旨を理解し全面的に協力しなければならない。

## 2) 役員等の役割

日本胃癌学会の理事長、理事、監事、委員会委員長、学術集会会長(予定者を含む)、特定委員会委員(会誌編集委員会、保険診療検討委員会、ガイドライン作成委員会、ガイドライン評価委員会、倫理委員会、研究推進委員会、利益相反委員会など)は学会に関わる事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状況については、所定の書式に従い、自己申告を行なう義務を負うものとする。申告された利益相反状態を審査し、関係する委員会の委員長・委員などの選考に反映させる。

理事会は、役員(理事長・理事・学術集会会長(予定者を含む)・監事)が日本胃癌学会のすべての事業を遂行する上で、深刻な利益相反状態が生じた場合、或いは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

プログラム委員長・委員およびプログラム査読委員は、日本胃癌学会で医学研究成果が発表される場合、その実施が、本指針に沿ったものであることを演題登録の時点で検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの対処については利益相反委員会、プログラム委員会で審議し、答申に基づいて理事会で承認後実施する。

編集委員会は、医学研究成果が日本胃癌学会刊行物などで発表される場合に、その実施が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。当該論文の掲載後に本指針に反していたことが明らかになった場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその由を公知することができる。なお、これらの対処については利益相反委員会、編集委員会で審議の上、答申に基づいて理事会で承認を得て実施する。

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反し利益相反状態が疑われた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については利益相反委員会で審議し、答申に基づいて理事会で承認を得て実施する。

## 3) 不服の申立

前記1)ないし2)号により改善の指示や差し止め処置を受けた者は、日本胃癌学会に対し、通知を受け取って1週間以内に不服申立をすることができる。日本胃癌学会はこれを受理した場合、速やかに利益相反委員会において再審議し、理事会での協議・承認を経て、その結果を不服申立者に通知する。

## **VII. 指針違反者への措置と説明責任**

### **1) 指針違反者への措置**

日本胃癌学会理事会は、学会が別に定める規則により本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じた措置を取ることができる。措置の詳細、不服の申立、説明責任などの詳細については学会員の懲戒に関する取扱い細則に定める。

## **VIII. 細則の制定**

日本胃癌学会は、本指針を実際に運用するために必要な細則を制定することができる。

## **IX. 施行日および改正方法**

本指針は、旧日本胃癌学会（任意団体）のもと、平成21年3月5日より施行されたものを一般社団法人日本胃癌学会指針として改訂し継続して施行するものである。本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。日本胃癌学会利益相反委員会は、理事会・代議員総会の決議を経て、本指針を審議し改正することができる。

## 2. 日本胃癌学会利益相反管理指針 Q&A

### I. 指針策定の目的に関する Q&A

Q1. 利益相反の管理は本来、研究者が所属する施設で行うものと理解していたが、**学会が管理する利益相反**とはどんなものですか？（本指針 I～III に関連）

A1. 学会員の多くは所属施設で医学研究を実施し、得られた成果を学会で発表します。研究の実施と発表という 2 つのステップのそれぞれにおいて、所属施設だけでなく、学会にも利益相反を開示することが求められると考えて下さい。

所属施設に対しては、当該医学研究に携わる研究者全員が実施計画書と同時に利益相反自己申告書を施設長へ提出し、当該施設において利益相反マネジメントを受けることが勧められております（文部科学省・臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」）。

一方、「日本胃癌学会利益相反管理指針」（以下、本指針）は、学会として行うすべての事業に関して、これに参画する者の利益相反状態を自己申告によって開示・公開させ、これにより事業に参画する者の社会的・倫理的立場を守ることを目的としております。

すなわち、日本胃癌学会では、医学研究に関する発表演題、論文については、臨床研究のみならず基礎医学研究においても、その題目に関連した利益相反状態を、自己申告により開示することが求められます。また、学会活動に大きな影響力を持つ学会役員、委員長については、より詳細な利益相反状態の開示・公開が求められます。本指針の策定・改正を行う利益相反委員会や、利益相反問題を管轄する利益相反委員会については、委員長のみならず、委員全員が詳細な利益相反状態の開示・公開を義務づけられます。

Q2. 本指針と施行細則を守れば、法的責任は回避できますか？

A2. 本指針や、その施行細則は、あくまでも学会の自浄を目的として制定するものであり、これらに従ったからと言って、法的責任が回避されるものではありません。また、社会的・法的問題が生じた時には、申告内容の真偽、申告外の利益取得、申告書の保管期限経過後に発生した問題等においても、法的責任を問われる可能性があります。一般に言えることですが、学会の指針や規則・細則には、その上位にある「法令」の適用を回避させる効力のないことをご承知下さい。

Q3. 本指針や細則に従えば、日本胃癌学会に膨大な量の個人情報蓄積され、処理しきれないのではないですか。また、社会に公開を求められたときに、日本胃癌学会はどのよう



に対応するつもりですか。(細則第4号に関連)

A3. 細則第1号, 第2号に従うと, 学会発表者の利益相反情報は, 発表時にスライドまたはポスターで示されるだけで完結し, 日本胃癌学会がその利益相反情報を管理・保管することはしません。Gastric Cancer 誌等の学会誌への投稿論文についても, 著者の利益相反情報の大部分は corresponding author が保管することになります。学会に利益相反情報として残すものは役員, 委員会委員長, 倫理委員会委員, 利益相反委員会委員反委員といった数十人分の様式3に限られ, これも保管期間が任期終了後2年間とし, その後は廃棄します。自己申告者には提出時に, 様式3のどの項目であれ公開することを了承する誓約書をとります。しかし実際は, 利益相反委員会と理事会で十分に検討して, 求められていることに関して必要な範囲のみを公開することを, 細則第4号に明記しております。

## II. 対象者に関する Q&A

Q4. 配偶者や一親等以内の親族, 収入・財産を共有するものの利益相反状態まで報告するように定めているが, これらの人が開示・公開を拒んだら, どうしたらいいのですか?(本指針 II, IV に関連)

A4. 配偶者などの利益相反状態が, 申告者の利益相反状態に強く影響するのは一般に理解されているところです。ベンチャー企業の立ち上げや運営において親族が関わる場合も実際にあります。発表者や論文投稿者までには, 配偶者などの利益相反状態の開示を求めません。しかし, 学会役員などには, これらを含めた開示・公開が求められます。また, 配偶者などが利益相反状態を申告しなかったされなかった場合には, 申告が不十分であるとの理由から, 本学会の活動に参加できない場合があります。配偶者の利益相反状態を申告していなかったことで, 申告者が社会的に制裁を受けるのを避けることが目的です。学会は配偶者などに対して直接には何も言う立場にありませんので, 申告者が自身を守るために必要なことと考え, 配偶者などを説得してください。しかし, 配偶者などの利益相反状態が深刻な結果, 社会的・法的問題が生じた時に, これらを自己申告されていなかった当該申告者を, 学会としては社会の批判から守ることができません。また, 学会は当該申告者を指針違反者として扱い, 本指針で定められた措置をとらざるを得ません。

## III. 対象となる活動に関する Q&A

Q5. 学会発表, 論文投稿, 市民公開講座以外に**対象となる学会の事業**とはなんですか?

A5. 日本医師会や厚生労働省などへ建議を行うこと, これらからの諮問に答えること, 優秀な業績の表彰を行うこと, および, 診療ガイドラインの作成などです。これらは学会名で行うことですが, 建議書や答申書を作成する, 表彰業績の選択をする, あるいは, 診療が

イドラインの作成を行うのは、理事や委員個人ですので、これらの人々の利益相反状態の開示・公開が必要となります。

#### IV. 開示・公開すべき事項に関する Q&A

Q6. 開示と公開はどう違いますか？

A6. 本指針において、開示は学会事務局、理事、代議員、作業部会委員、会員、学会参加者、学会誌購読者に対して行うものと定義します。公開は学会に関係しない外部の人々や、社会一般の人々に対して明らかにするものと定義します。自己申告された内容のどの範囲を開示として扱い、どこまで公開するかは、対象者および対象事業によって異なります。

学会での発表や学会誌への投稿においては、その自己申告範囲は、当該発表および論文に関連した企業・団体と発表者・投稿者との間の関係に限られます。また、申告行為自体は開示という解釈です。

学会役員や一部の事業・活動についてはより詳細な利益相反状態の自己申告が要求されます。この自己申告は学会に対して開示されるものでありますが、基本的に公開されることに同意していただいた上で提出していただきます。しかし、自己申告された内容を、実際に全て公開することは、個人情報保護法の観点から許されるべきこととは考えておりません。社会的・法的に公開が求められた場合には、利益相反委員会で議論し、理事会が公開すべき範囲を決定して、これを公開することになります。

Q7. 株の保有やその他の報酬は、臨床研究に関連した企業・団体に限らないのですか？

A7. 学会発表者や論文投稿者については、当該臨床研究に関連する企業・団体のものに限定されます。学会役員などについては、本学会が行う事業に関連する企業・団体に限定して自己申告していただくこととなります。

Q8. 私は製薬会社の株を 20 万円分持っています。また、先日、製薬会社の主催する研究会で講演して 7 万円の講演料をもらいました。これらを、全て自己申告しなければいけませんか？また、収入がある度に自己申告しなければなりませんか？

A8. 具体的な申告の時期と申告方法、限度額は対象活動や対象者により異なり、細則に別に定めております。申告時期については、学会発表時、論文投稿時です。学会役員などは就任時と、その後 1 年に 1 回の自己申告が必要です。株は原則 1 年間の利益が 100 万円以上、講演料は 1 企業につき年間 50 万円などの取り決めが細則に定められております。

Q9. ある医療器具メーカーから、私の勤める市民病院に奨学寄付金 100 万円の入金があり、研究担当者名は私になっています。実際には、市民病院全体の研究費として公平に使用

しています。このような奨学寄付金も私の利益相反状態として開示・公開すべきでしょうか？

A9. 実際には市民病院全体の研究費として公平に使用している奨学寄付金であっても、本指針 IV の⑥にあたりと解釈して、1 企業から年間 100 万円以上である場合は、研究担当者名である先生の利益相反状態として申告して下さい。

Q10. 「研究とは直接関係のない、その他の報酬」を申告するように義務づけられていますが、製薬会社が提供するテレビ番組のクイズで海外旅行が当たっても申告するのですか？

A10. 申告が義務づけられているのは医学系関連企業からの「報酬」であり、従って、景品は申告対象ではありません。本指針 IV の⑪に当たる例としては、ある医師が特定の薬をよく処方することから、その薬を販売する企業が謝礼の意味で USB フラッシュメモリーを医師に渡すことなどが該当します。立場によっては贈収賄行為となり刑事罰の対象であり、本指針で扱うものではありません。本指針 IV ①～⑩に該当しないが、利益相反状態となる可能性のあるものを拾い上げるために⑪を設けております。細則に 1 つの企業・団体から受けた報酬が 5 万円以上を申告することとしております。

## V. 利益相反状態の回避に関する Q&A

Q11. 寄付講座の多くは企業の寄付資金によって運営されておりますが、寄付講座の教授や職員に対しても利益相反状態の回避の「全ての対象者が回避すべきこと」を適用するのですか？

A11. 寄付講座は深刻な利益相反状態が生じる危険が高いため、本指針が適応されます。

Q12. 利益相反状態の回避について「当該医学研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該臨床研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には、当該医学研究の**研究責任**医師に就任することは可能とする。」という例外規定を設けることは、本指針の理念を弱めることになりませんか？

A12. 研究自体の利益相反管理の責任は施設長にあります。個々の施設・研究所で行われる医学研究を管轄することは日本胃癌学会の権限の範囲を越えております。本指針の目指すところは、研究者に利益相反状態があることを否定することではなく、また、利益相反状態が強い研究者に対して医学研究を抑制することでもありません。社会にとって有意義で、重要な医学研究を行う研究者ほど、利益相反状態が強くなることも事実です。米国臨床腫瘍学会（ASCO）の利益相反ポリシーにも同様の例外規定があります。一方、この例外規定に相当する研究者が研究責任医師に就任するために、第三者による審査が必要であるとの意見もあります。

Q13. 「医学研究の研究責任者が回避すべきこと」によると特許料・特許権の獲得を回避すべき、とあります。しかし、プロトコールに含まれないが極めて有益な成果（企業の権利外の成果）が得られた場合や、医師が自主的に実施する医学研究において知的財産権が生じた場合も、これらを放棄しなければならないのですか？

A13. 知的財産権を放棄する必要はありません。ただし、特許を獲得した場合には、速やかに当該施設の利益相反管理部署に報告し、適切な対応を御検討ください。

Q14. 私は、10 病院が参加する臨床研究の中で協力する私立病院の内科部長で、この臨床研究で私の病院における責任医師になってもらいたいと言われていています。しかし、私はこの臨床研究で使う薬を製造販売する会社の理事でもあり、年に 500 万円の報酬をもらっています。私は、この臨床研究で、私の病院の責任医師にはなってはいけませんか？

A14. 本指針 V でいう責任医師は、研究全体の責任医師のことであり、多施設臨床研究における各施設の責任医師ではないので、ご質問いただいた先生が当該施設における責任医師になることを否定するものではありません。但し、当該施設の利益相反委員会や倫理委員会等が、本臨床試験の責任医師となることが適当ではないと判断されるなら、その決定が優先されると、われわれは考えております。

## VI. 実施方法に関する Q&A

Q15. 日本胃癌学会でヌードマウスを使った癌治療薬に関する演題を発表したいのですが、今回の指針に従って、利益相反状態を開示しなければいけませんか？

A15. 今回の指針改定により、臨床研究のみならず培養細胞や動物実験のみを用いた研究についても利益相反状態を開示していただくことになりました。

Q16. 日本胃癌学会以外の学会で発表するときも、同じような利益相反状態の開示が必要でしょうか？

A16. 他学会での発表での利益相反状態の開示については、それぞれの学会で定められることで、本指針が関与するところではありません。

Q17. 日本胃癌学会で発表をする時には、具体的に、われわれは何をすればいいのでしょうか？（細則第 1 号に関連）

A17. 現在のところ、日本胃癌学会での発表については、筆頭発表者の利益相反状態を開示することが必要です。開示は当該発表演題に関した利益相反状態に限定されます。共同演者の利益相反状態まで含めて、発表者全員の利益相反状態を開示していただくことも細則策

定時に検討されましたが、演題登録者の負担を考慮して、今回は筆頭演者のみに限定されました。なお、論文として投稿される際には、筆頭著者のみならず、全共著者の利益相反状態を開示していただくことになります。一例を示します。

(様式1)

**筆頭演者の利益相反自己申告書(例)**

筆頭演者氏名 **胃 癌 太 郎**

	金額	該当の状況	該当の有る場合、企業名等
役員・顧問職	100万円以上	有り・無し	星口薬品
株	利益100万円以上/全株式の5%以上	有り・無し	AB製薬
特許使用料	100万円以上	有り・無し	
講演料など	50万円以上	有り・無し	星口薬品
原稿料など	50万円以上	有り・無し	星口薬品
研究費	100万円以上	有り・無し	AB製薬
その他報酬	5万円以上	有り・無し	

Q18. 日本胃癌学会の演者が自己申告する利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(細則第1号に関連)

A18. 演題登録日が例えば、4月20日であった場合は、3前年の4月21日からの3年間に発生した事項について自己申告して下さい。さらに、その演題の発表日が10月30日であった場合には、演題登録時から発表までに発生した事項も発表時に開示して下さい。演題登録後に生じた利益相反状態も明らかにしていただきたいという考えから、このように期間を定めております。

Q19. Gastric Cancer 誌に投稿するとき様式2はどのように書けばよいのですか？(細則第2号に関連)

A19. 投稿論文については共著者を含めた全著者の利益相反状態を開示します。各著者は ICMJE Form for Disclosure of Potential Conflicts of Interest に必要事項を入力して corresponding author に送付することにより、額を問わないすべての利益相反状態を明らかにします。corresponding author はこれらを保管し、必要が生じた場合にはその内容を確認、開示できるようにします。論文(Referencesの前)に記載すべき内容は当該論文に関する利益

相反状態に限定されますが、これは ICMJE Form for Disclosure of Potential Conflicts of Interest から自動的に抽出されます。

Q20. Gastric Cancer への投稿論文で明らかにする利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(細則第 2 号に関連)

A20. 投稿日が 6 月 10 日の場合は、3 年前の 6 月 11 日からの 3 年間に発生した事項について自己申告して下さい。

### 3. 日本胃癌学会利益相反管理指針 JGCA 施行細則

#### 第 1 号（本学会学術集会などでの発表）

##### （開示の範囲）

筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定しない。

##### （抄録提出時）

本学会の学術集会、シンポジウム、講演会、および、市民公開講座などで発表・講演を行う演者は、演題応募や抄録提出時に、過去 3 年間における筆頭発表者の利益相反状態の有無を明らかにする。

##### （発表時）

発表時に開示する利益相反状態については、「医学研究の利益相反に関する指針」（以下、本指針）IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを、発表スライド、あるいはポスターの最後に、「筆頭演者の利益相反自己申告書」（様式 1）に従って開示する。開示が必要なものは抄録提出 3 年前から発表時までのものとする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額を次のように定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上は開示する。
- ② 株の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5% 以上を所有する場合は開示する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1 つの特許権使用料が年間 100 万円以上の場合には開示する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上の場合には開示する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合には開示する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する受託研究費等については、1 つの臨床研究に対して支払われた総額が年間 100 万円以上の場合には開示する。
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金（奨励寄付金）については、1

- つ の企業・団体から、1名の部局責任者等に支払われた総額が年間100万円以上の場合は開示する。
- ⑧ 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、1つの企業・団体からの年間の総額が100万円以上の場合は開示する。
  - ⑨ 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れについては、企業・団体から研究員を受け入れている場合に開示する。
  - ⑩ 企業等が提供する寄付講座については、企業等からの寄付講座に所属している場合には寄付講座名、寄付講座での職名（兼任・専任）を開示するだけでなく、1枚目のスライドにも記載する。
  - ⑪ その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する。

## 第2号（本学会機関誌などでの発表）

### （開示の範囲）

著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定せず、医学雑誌編集者国際委員会統一投稿規定(ICMJE Uniform Requirements for Manuscripts)に準じ、すべての内容を corresponding author が保有し、疑義が生じた場合には開示するものとする。

### （投稿時）

本学会の機関誌 Gastric Cancer などでの発表を行う著者は、投稿時に、投稿規定に定める ICMJE Form for Disclosure of Potential Conflicts of Interest に必要事項を入力して corresponding author に送付することにより、利益相反状態を明らかにしなければならない。必要事項を入力すると自動的に Disclosure Statement が作成されるので、corresponding author は各著者の Disclosure Statement をまとめて論文末尾, References の直前に挿入するとともに、ICMJE Form for Disclosure of Potential Conflicts of Interest については一括して保管し、必要に応じて開示できるようにする。開示が必要なものは論文投稿3年前から投稿時までのものとする。Gastric Cancer 以外の本学会刊行物での発表も、これに準じた書式で自己申告書式を提出する。

## 第3号（役員等）

### （開示・公開の範囲）

理事長、理事、監事、委員会委員長、学術集会会長（予定者を含む）（予定者も含む）、特定委員会委員（以下「役員等」と略する）が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本



学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定しない。

(就任時)

本学会の役員等は、新就任時と、就任後は1年ごとに「役員等の利益相反自己申告書」(様式2)を提出しなければならない。また、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、6週以内に様式2によって報告する義務を負うものとする。様式3に開示・公開する利益相反状態については、本指針IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則第1号で規定された金額と同一とする。様式2は1年間分を記入し、その算出期間を明示する。新就任時は就任日から3年前までさかのぼった利益相反状態を自己申告しなければならない。また、配偶者についても同様の様式2に示す如く申告を要する。

#### 第4号(役員等の利益相反自己申告書の取扱い)

本細則に基づいて学会に提出された様式2、および、そこに開示された利益相反状態(利益相反情報)は利益相反委員長ないしはこれが命じる委員による確認の上、学会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および利益相反委員会が随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的问题が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。様式2の保管期間は役員等の任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、様式2の保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的问题が生じた場合は、理事会の決議により、様式2の廃棄を保留できるものとする。